

青梅市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

青梅市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例(平成 2 6 年条例第 2 2 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号中「をいう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同条に次の 2 項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供にかかる連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないことができる。

- (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。
- (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合

の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項にかかる連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所または事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所または事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

第16条第2項に次の1号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢および発達の段階ならびに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数および時機に適切に応じることができるとして市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。付則第3項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改める。

付則第2項中「行う者」の次に「(次項において「施設等」という。)」を加え、第9項を第10項とし、第3項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備にかかる部分に限る。）および第23条第1項本文（調理員にかかる部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第2条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等

内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備または調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

青梅市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 保育所等との連携に関する規定の追加（第6条関係）

代替保育の提供にかかる連携施設の確保が困難な家庭的保育事業者等において、一定の要件を満たす場合には、代替保育の提供される場所に依じて、小規模保育事業A型事業者等または同等の能力を有すると認める者を確保することをもって、連携施設を確保することに代えることができることとする。

(2) 食事の提供の特例に関する規定の追加（第16条関係）

居宅で保育を提供する家庭的保育事業者等において、保育所等から調理業務を受託している事業者のうち家庭的保育事業者等による給食の趣旨を認識し、調理業務等を適切に遂行する能力を有する者からの食事の外部搬入を可能とする。

(3) 食事の提供の経過措置に関する猶予期間の見直し（付則第3項関係）

居宅で保育を提供する家庭的保育事業者において、乳幼児への食事の提供を、居宅内で調理して提供する方法により行うために必要な体制を確保する努力義務を課しつつ、関係する規定の適用を猶予する経過措置期間を5年延長し、10年とする。

(4) その他所要の規定の整備

3 施行期日

公布の日

青梅市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）

改正後	現行	備考
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。<u>以下この条において同じ。</u>）を提供すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供にかかる連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。</p> <p>(1) <u>家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>(2) <u>次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項にかかる連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所または事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所または事業所において代替保育が提供される場合</u> 第27条に規定する小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。_____）を提供すること。</p> <p>(3) 略</p>	

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

(食事の提供の特例)

第16条 略

(1)～(5) 略

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)～(3) 略

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢および発達の段階ならびに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数および時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。付則第3項において同じ。)において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1項第1号および第2号にかかる連携協力を求めることを要しない。

付 則

1 略

(食事の提供の経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設または事業を行う者(次項において「施設等」という。)が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備にかかる

(食事の提供の特例)

第16条 略

(1)～(5) 略

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)～(3) 略

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1号および第2号にかかる連携協力を求めることを要しない。

付 則

1 略

(食事の提供の経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設または事業を行う者_____が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備にかかる

<p>部分に限る。)、第23条第1項本文(調理員にかかる部分に限る。)、第28条第1号(調理設備にかかる部分に限る。第32条および第48条において準用する場合を含む。)および第4号(調理設備にかかる部分に限る。第32条および第48条において準用する場合を含む。)、第29条第1項本文(調理員にかかる部分に限る。)、第31条第1項本文(調理員にかかる部分に限る。)、第33条第1号(調理設備にかかる部分に限る。)および第4号(調理設備にかかる部分に限る。)、第34条第1項本文(調理員にかかる部分に限る。)、第43条第1号(調理室にかかる部分に限る。)および第5号(調理室にかかる部分に限る。)、第44条第1項本文(調理員にかかる部分に限る。)ならびに第47条第1項本文(調理員にかかる業務に限る。)の規定は、適用しないことができる。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備にかかる部分に限る。)および第23条第1項本文(調理員にかかる部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第2条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備または調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</u></p> <p>4～10 略</p>	<p>部分に限る。)、第23条第1項本文(調理員にかかる部分に限る。)、第28条第1号(調理設備にかかる部分に限る。第32条および第48条において準用する場合を含む。)および第4号(調理設備にかかる部分に限る。第32条および第48条において準用する場合を含む。)、第29条第1項本文(調理員にかかる部分に限る。)、第31条第1項本文(調理員にかかる部分に限る。)、第33条第1号(調理設備にかかる部分に限る。)および第4号(調理設備にかかる部分に限る。)、第34条第1項本文(調理員にかかる部分に限る。)、第43条第1号(調理室にかかる部分に限る。)および第5号(調理室にかかる部分に限る。)、第44条第1項本文(調理員にかかる部分に限る。)ならびに第47条第1項本文(調理員にかかる業務に限る。)の規定は、適用しないことができる。</p> <p>3～9 略</p>	
---	---	--

<p><u>付 則</u> この条例は、公布の日から施行する。</p>		
---	--	--